

令和 6 年 7 月 22 日付地方税法施行規則様式改正への対応について
(法人事業税・特別法人事業税・法人住民税)

令和 6 年度税制改正に基づき令和 6 年 7 月 22 日に地方税法施行規則様式が改正されました。改正内容や改正後の様式は、[総務省のホームページ](#)に掲載されています。

これを受け、東京都では、現在、様式の改訂作業を行っています。

改正後の様式の提供を開始するまでの間は、原則として旧様式により申告いただいて差し支えありません。

ただし下記に該当し、旧様式による申告が困難な場合は地方税法施行規則様式（上記総務省ホームページに掲載されているものと同じものです。）を使用して申告してください。

- 1 中間期間において生じた災害損失欠損金額について法人税の繰戻還付を受けた場合（令和 6 年 4 月 1 日以後終了事業年度）
 - ・ 第 6 号様式別表 2 の 5（控除対象還付法人税又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書）
 - ・ 第 6 号様式別表 2 の 6（控除対象還付対象欠損調整額の控除明細書）
 - ・ 第 6 号様式別表 5（所得金額に関する計算書）
 - ※ 第 6 号様式別表 5（所得金額に関する計算書）を添付する義務のある法人が上記の事由に該当した場合

- 2 電気供給業を行う法人が以下の（1）又は（2）の規定による控除を受けようとする場合
 - （1）地方税法附則第 9 条第 8 項の規定による控除（地方税法施行令附則第 6 条の 2 第 2 項第 1 号口及びハに定める収入金額に係るものに限る。）
 - （2）地方税法附則第 9 条第 24 項の規定による控除
 - ・ 第 6 号様式別表 6（収入金額に関する計算書）

控除対象還付法人税額又は控除対象
個別帰属還付税額の控除明細書

事業年度	・ ・	法人名
------	--------	-----

事業年度又は 連結事業年度	控除対象還付法人 税額又は控除対象 個別帰属還付税額 ①	既に控除を 受けた額 ②	控除未済額 ①－② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
・ ・	円	円	円	円	/
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
計					
当 期 分		/			
同 上 の う ち	中間期間において 生じた控除対象 還付法人税額	/			
	上記以外	/		/	
合計		円		円	

第六号様式別表二の五 (用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係) 「別紙十六」

※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
法人番号				
事 年	業 度	令 和	年	月
		令 和	年	月
				日から
				日まで

法人名	
-----	--

所得金額に関する計算書(法第72条の2第1項第1号第3号第4号に掲げる事業)

第六号様式別表五 (提出用)

所得金額の計算				非課税所得の区分計算							
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))	①	兆	十億	百万	千	円	外国の事業に帰属する所得	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	③6	人	
加	損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②					外国の事業に帰属する所得	期末の総従業者数	③7		
	損金の額に算入した分配時調整外国税相当額	③						外国から生ずる事業所得 (15+9)×36/37	③8	円	
	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④						鉱物の掘採事業とを通じて算定した所得	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	③9	
	損金の額に算入した外国法人税の額	⑤							生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	④0	
算	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑥					鉱物の掘採事業の所得	鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	④1		
	小計	⑦						鉱物の掘採事業の所得 ③9×④1/④0	④2		
	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑧						備 考			
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑨										
外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑩										
特定目的会社又は投資法人の支払相当の損金算入額	⑪										
特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑫										
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑬										
小計	⑭										
仮計	⑮										
外国の事業に帰属する所得	⑯										
再仮計	⑰										
非課税等所得	林業に係る所得	⑱									
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑲									
	社会保険等に係る医療の所得	⑳									
	農事組合法人の農業に係る所得	㉑									
小計	㉒										
所得金額差引計	㉓										
繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額	㉔										
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	㉕										
所得金額再差引計	㉖										
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	㉗										
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額	㉘										
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額	㉙										
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	㉚										
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	㉛										
再投資等準備金積立額の損金算入額	㉜										
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額	㉝										
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額	㉞										
合計	㉟										

(用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係) 「別紙二十六」

収入金額に関する計算書
第2号
 第3号に掲げる事業
 第4号
 (法第72条の2第1項)

事業 年度	・ ・	法人 名	
----------	--------	---------	--

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙三十四]

法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額		摘要	金額
収入金額の総額			円
		計	①
控除される金額			
		計	②
差引計		①-②	③
法附則第9条第8項の規定による控除額(⑤に掲げるものを除く。)			④
法附則第9条第8項の規定による控除額 (政令附則第6条の2第2項第1号ロ及びハに定める収入金額に係るものに限る。)			⑤
法附則第9条第10項の規定による控除額			⑥
法附則第9条第18項の規定による控除額			⑦
法附則第9条第19項の規定による控除額			⑧
法附則第9条第20項の規定による控除額			⑨
法附則第9条第21項の規定による控除額			⑩
法附則第9条第22項の規定による控除額			⑪
法附則第9条第24項の規定による控除額			⑫
計		③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩-⑪-⑫	⑬